

公共事業評価(事前評価2における内部評価)の採点方法について

【事業分類ごとの配点(ウエイト)表】

事業分類 (事業の目的、収益(採算性)の有無) 評価項目		I	II	III	IV
		▼「身近な生活環境の整備」 ▼収益(採算性)を伴う	▼「産業基盤の整備」 ▼収益(採算性)を伴う	▼「身近な生活環境の整備」 ▼収益(採算性)を伴わない	▼「産業基盤の整備」 ▼収益(採算性)を伴わない
必要性	(1)現状と課題 ①生活利便性・安全性の向上 ②地域経済の活性化・産業振興	15点 ※ この項目については、事業の目的により、 ①「生活の利便性・安全性の向上(身近な生活環境の整備)」と、 ②「地域経済の活性化・産業振興(産業基盤の整備)」の両面から評価する。 ※ 上記①②の点数配分については、それぞれの事業の目的に基づき、 財政・変革局市政変革推進室と個別協議のうえ決定するものとする。 【例：物流や企業誘致を活発にすることを主目的として「幹線道路の整備」を行うが、それに付随して周辺地域の隘路解消や歩道の整備など、住民の身近な生活環境の整備も図られる場合、②の配点を高く、①の配点を低く設定することになる】			
	(2)将来需要 (将来にわたる必要性の継続)	5点			
	(3)市の関与の妥当性	5点			
	(4)事業の緊急性	5点			
有効性 (直接的効果、副次効果)	①生活利便性・安全性の向上 ②地域経済の活性化・産業振興	20点	30点		
		※ この項目については、事業の目的により、 ①「生活の利便性・安全性の向上(身近な生活環境の整備)」と、 ②「地域経済の活性化・産業振興(産業基盤の整備)」の両面から評価する。 ※ 上記①②の点数配分については、それぞれの事業の目的に基づき、 財政・変革局市政変革推進室と個別協議のうえ決定するものとする。 ※ 収益(採算性)を伴わない事業については、採算性の代わりに配点を高くする(20点⇒30点)			
経済性 ・ 効率性 ・ 採算性	(1)建設時のコスト縮減対策	5点	10点 ※ 収益(採算性)を伴わない事業については、採算性の代わりに配点を高くする(5点⇒10点)		
	(2)管理運営の検討	5点	10点 ※ 収益(採算性)を伴わない事業については、採算性の代わりに配点を高くする(5点⇒10点)		
	(3)費用便益分析(B/C) ※	10点			
	(4)事業の採算性	20点	0点		
事業の熟度		5点			
環境・景観への配慮		5点			
合計点数		100点			

※ B/Cの算出が困難な事業(費用便益分析の手法が確立していない事業等)については、「(3)費用便益分析」の配点(10点)を同項目(経済性・効率性・採算性)の「(1)建設時のコスト縮減対策」「(2)管理運営の検討」にそれぞれ5点ずつ配分する。
 ※ B/Cの算出が可能な事業については、B/Cが「1未満(ただし、国等において別に定める場合はこの限りではない。)」である場合、合計点数にかかわらず事業実施は不可とする。
 ※ 事業の熟度が3点未満の場合、合計点数にかかわらず事業実施は不可とする。

【評価項目ごとの評価】

評価項目ごとに採点(定性評価及び定量評価)を行い、それらを合算することで、事業実施の可否についての評価を行う。

＜評価項目ごとの採点＞

評価レベル	乗率	
5	100%	十分認められる
4	80%	↑
3	60%	普通
2	40%	↓
1	20%	
0	0%	全く認められない

○ 各評価項目の得点

「事業分類ごとの配点表」に基づき、設定した各評価項目の配点(ウエイト)に、評価レベルの乗率を乗じることにより算出する。

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点(ウエイト)} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

○ 合計得点

各評価項目の得点の合計で、100点満点とする。

【内部評価結果】

70点以上(※)	事業を実施すべき
70点未満	事業を見合わせるべき

※ 内部評価(公共事業調整会議)結果が70点以上の事業については、内部評価後、外部評価(公共事業評価に関する検討会議)において、外部の視点からの意見を聴取する。外部評価後は、パブリックコメント(市民意見の聴取)を実施し、最終的な市の対応方針を決定する。

<公共事業分類図>

		公共事業の目的	
		身近な生活環境の整備 ※ 事業の主目的は 「生活利便性・安全性の向上」	産業基盤の整備 ※ 事業の主目的は 「地域経済の活性化、産業振興等」
整備後の収益（採算性）の有無	収益（採算性）を伴う事業	I	II
	収益（採算性）を伴わない事業	III	IV

【採算性の定義】国土交通省のマニュアル「公共事業評価の基本的考え方」より抜粋

採算性は、事業収支の見通しから事業の成立性を評価する。従って、利用者負担原則で整備される事業、すなわち当該施設の利用者に対して料金を徴収し、その一部で投資額の償還を行っている事業においてのみ評価項目として設定できる。